

平成二十二年八月三日提出  
質問第三二二号

年金記録問題に関する質問主意書

提出者 菅 義 偉

## 年金記録問題に関する質問主意書

第一七四回国会平成二十二年六月十四日に提出した「年金記録問題に関する質問主意書」に対する答弁書（内閣衆質一七四第五八一号 平成二十二年六月二十二日）を踏まえ、再度質問する。

一 前記答弁書における、「紙台帳等の電子画像化作業等の準備作業」とは、①「電子画像化作業等」をもって、コンピュータ記録との突合のための「準備作業」を意味するののか、あるいは②「電子画像化作業等」を行うための「準備作業」を意味するものいずれであるのか明らかにされたい。

二 「紙台帳等の電子画像化作業等の準備作業」が、一の①を意味するものである場合、電子画像化作業等はいつまでに終了し、コンピュータ記録との突合に入ることとしているののか、現在、想定している作業スケジュールについて、具体的に明らかにされたい。

あわせて、当該作業スケジュールの前提として、電子画像化作業等の対象となる紙台帳の総数についてどのように想定しているののか、具体的に明らかにされたい。

三 「紙台帳等の電子画像化作業等の準備作業」が、一の②を意味するものである場合、電子画像化作業等を行うための準備作業はいつまでに終了し、電子画像化作業等にいつ着手し、当該作業をいつまでに終了

し、コンピュータ記録との突合に入ることとしているのか、現在、想定している作業スケジュールについて、具体的に明らかにされたい。

あわせて、当該作業スケジュールの前提として、電子画像化作業等の対象となる紙台帳の総数についてどのように想定しているのか、具体的に明らかにされたい。

四 長妻昭厚生労働大臣は、四年間で全件突合することを表明している。仮に、答弁書に指摘されるとおり、正確な数字については全ての作業の終了後にしか明らかにならないものとしても、このように重要な問題について、スケジュールを設定せずに作業するという行政運営は考えられず、スケジュールの設定については、必ず何らかの前提が必要である。

二または三で質問する、紙台帳の突合に入り終了するまでについて、現在実施している作業において想定しているスケジュールの根拠と、四年間で全件突合することを表明している根拠を具体的に明らかにされたい。

右質問する。